

令和7年度サブスクリプションサービスによる顧客交流促進事業

番号	質問事項	回答
1	事業説明書の(10)に、「特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものに充てる場合は6,000千円を上限」とあるが、これを利用しない場合もしくは余りが出た場合は、その他の経費に充てることは可能か。	可能です。
2	県が個別に声掛けをし、登録の見込みのある事業者はあるか。ある場合、その事業者の情報を開示してもらうことは可能か。	事業の具体的な仕組みの決定前（事業運営者決定前）のため、コンテンツ提供事業者への募集はまだ行っていません。 よって、登録の見込みのある事業者も不明です。
3	事業説明書の(6)に記載の余剰金とは、どういったものを指しているか。	会員から徴収した会費の合計からコンテンツ提供事業者への対価支払い額の合計を減じ余った金額のことです。
4	評価項目の事業理解度の中に、「各種コンテンツの状況や課題を熟知しているか」とあるが、何らかの課題点（来場者が少ない等）を持つコンテンツや事業者が本事業の対象となるのか。	課題点を持つコンテンツが対象とは限りません。
5	県有施設の入場者数や推移等、県が把握している施設の状況や課題を開示してもらうことは可能か。	県有施設の入場者数等は、各施設がHP等で公表している資料をご確認ください。 なお、静岡県内の観光交流客数の動向等は「令和5年度静岡県観光交流の動向」 <a href="https://toukei.pref.shizuoka.jp/kankouseisakuka/data/21-010/toukei21.html">https://toukei.pref.shizuoka.jp/kankouseisakuka/data/21-010/toukei21.html</a> を参照ください。
6	目標会員数500名、目標コンテンツ提供事業者数の30者の根拠はあるか。	令和7年度のサービス運営期間等を勘案し想定した目標数値です。ご提案いただく事業形態により目標数値を変える必要がある場合は、目標数値も含めてご提案ください。